

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第2回社会教育委員会議	
開 催 日 時	令和3年11月19日（金） 午前10時00分から 午前11時13分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）	
出 席 者	○委員12人（金子委員、藤田委員、蕪木委員、齋藤委員、 渡邊俊夫委員、古川委員、木村委員、小島委員、 野本委員、柳川委員、渡邊聡委員、渡部委員） ○説明のため出席した部課長及び事務局等9人（神頭生涯 学習部長、菊島生涯学習部次長兼課長、林図書館長、赤澤文化 財課長、中村中央公民館長、渡邊生涯学習・スポーツ課長補佐、 佐久間専門員、重田係長、堀内主査）	
会 議 内 容	（1）第3次朝霞市生涯学習計画（後期期間）の施策の体 系及び計画の推進について （2）その他	
会 議 資 料	資料1 各課回答結果集計一覧表 資料2-1 施策別事業一覧対照表（A3横） 資料2-2 施策別事業一覧対照表（A3縦） 資料3 社会教育委員会法（抜粋） 資料4 朝霞市社会教育委員名簿 資料5 総合体育館の使用料等の改定 参考資料 チャート図	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こ した場合の当該電磁的記録の保 存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 議長による内容確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴人 0人	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○開 会

会議の公開・傍聴人の確認：事務局 渡邊生涯学習・スポーツ課長補佐

開会のあいさつ：神頭生涯学習部長

議長のあいさつ：金子議長

委員の欠席確認：事務局 渡邊生涯学習・スポーツ課長補佐

○議 事

（１）第３次朝霞市生涯学習計画（後期期間）の施策の体系及び計画の推進について

（金子議長）

それでは議事の（１）「第３次朝霞市生涯学習計画（後期期間）の施策の体系及び計画の推進について」事務局から説明をお願いします。

（事務局 堀内主査）

それでは 議事（１）について 御説明いたします。

本題に入ります前に、前回第１回会議において御審議いただいた内容の確認と、会議結果を踏まえて、本日まで取り組んできた見直し作業について御説明いたします。

資料「第３次朝霞市生涯学習計画ダイジェスト版」の３ページを御覧下さい。

前回会議と同じ説明となりますが、第３次朝霞市生涯学習計画は「一人一人が心豊かに とともに学び 生きるまち あさか」を基本理念として平成２９年から計画期間を１０年としてスタートしています。ページ中ほどの「計画の構成・期間」の部分にありますとおり、前期期間が平成２９年度から令和３年度まで、後期期間が令和４年度から令和８年度となっており、今年度が前期期間の最終年度となります。

４ページには、基本理念をもとにして、朝霞市が生涯学習で目指す将来像として３つの目標を掲げています。それは、

①いつでも、どこでも、誰でも学ぶことのできる生涯学習社会の実現

②人と人とをつなぐ生涯学習社会の実現（コミュニティの形成）

③知の循環型社会の実現（知の実行・継承）

という目標です。

そして、この目標を達成するために５つの大きな柱を基本計画として定めています。６ページを御覧ください。この基本計画の５つの柱というのが

柱１ 新たな学びのきっかけを提供します

柱２ 使いやすい学びの場を提供します

柱３ 多様な学びのメニューを提供します

柱４ 市民の学びの主体性を支えます

柱5 市民とともに学びを協働で推進します

というものです。

前期期間につきましては、この基本計画に基づき、庁内関係各課の136事業で生涯学習計画を推進しているところです。

そこで、後期期間に向けての計画の見直しの方法ですが、前回7月に開催した今年度第1回目の社会教育委員会議でお諮りし、この基本計画の5つの大きな柱はこのまま変更をせず、関係各課の136事業を見直すこととなりました。

まずはじめに、生涯学習庁内連絡会（生涯学習計画にかかわる課の係長級で構成させる会議体）を開催し、各課の委員に「現在、生涯学習計画に挙げている事業は、後期5年間においても生涯学習の推進を図っていく事業といえるか、また、現在の事業のほかに、各課で行っている事業に生涯学習の推進に深く関わるものがないか」ということを、再度見直し検討していただきました。その際に使用したのが、今回「参考資料」として配布したチャート図です。このチャート図に基づいて各課検討いただき、後期期間においては、「事業を廃止する」、「事業を統合して継続する」、「新規で事業を追加する」、「前期同様継続する」など、様々な回答をいただきました。この回答結果をまとめたものが「資料1」でございます。

そして、さらにこの回答結果に基づき、課長級職員で構成された「生涯学習推進会議」において、事業の見直しについて検討を重ねてまいりました。この会議においては、先の回答結果で「廃止」とした事業についても、「やはり生涯学習推進の観点から、継続したほうがよいのではないか」などの御意見をいただき、再度担当課と話し合い、廃止から継続となった事業がございました。その詳細につきましては、後ほど御説明申し上げますが、このように第1回会議後に庁内で検討を重ね、事業の整理を行ってまいりました。その結果が「資料2-1」及び「資料2-2」となります。

詳細について説明を替わらせていただきます。

（事務局 重田係長）

最初に、庁内での検討結果を経て策定しました資料について御説明いたします。「資料1」と「参考資料」のチャート図を御覧ください。

「資料1」は、生涯学習計画の後期5年間における事業の方向性について、関係各課に照会をした回答結果であり、また、その後の課長級会議において、更に検討を重ね、その内容を反映させた結果です。

中ほどにある、「今後について」の欄を御覧ください。

「参考資料」のチャート図を利用して、関係各課が現在の事業について後期5年間の方向性を回答したものです。

A～Dはチャート図の凡例のとおりです。A「継続」、B「指標等の見直し」、C「新規」、D「廃止」、の中から、今後の方向性について回答し、また、Aの「継続」以外については、担当課による理由の記載がございました。

それでは、今後の方向性について、どのような回答があったか、特に廃止などの変更があった事業について御説明いたします。

資料1の1ページを御覧ください。

「オリンピック・パラリンピック関連事業」(1-1-1-1)はDの「廃止」となっています。所管課の回答は、「本事業は令和3年度をもって終了することから令和4年度以降廃止」ということです。

「広報あさかの発行事業」(3-1-1-3)が廃止となっています。これは、後期期間においては、「広報事業」(3-1-1-2)に統合して推進をしていきます。「男女平等推進事業(再掲)」(3-1-1-4)と、「消費者教育啓発事業(再掲)」(3-1-1-5)は廃止となっています。但しこの2事業は、生涯学習情報の発信という項目については関連が薄いため、再掲として廃止する事業ですので、別の柱において取り組みは残り、後期期間も継続となります。

「保健センターガイド発行事業」(3-1-1-8)「子育て支援情報提供」(3-1-1-9)は内容の大部分が制度案内や医療機関の案内となっており、生涯学習情報の発信にはあたらない、ということで廃止となりました。

「選挙の啓発」(3-1-1-16)については、前回の社会教育委員会議での御意見をうけて課内で検討し、継続となります。

2ページを御覧ください。

大柱「使いやすい学びの”場”を提供します」の小柱「生涯学習拠点の充実」ですが、上からDが並んでいます。前期期間では、生涯学習拠点の充実に関係する課や各施設では、「運営事業」と「管理事業」に分けて指標をたてていましたが、後期期間では「管理・運営事業」と統合して推進してまいります。

また、「公共施設の管理運営事業」(2-1-6-1)は財産管理課及び政策企画課よりあげられていましたが、「各課へのフィードバックが終わり、今後は各施設運営事業の中で、充実を図るものとするため廃止」との回答です。

続きまして、「リサイクルプラザ管理運営事業」(2-1-6-6)は、指標の見直しを行い、後期期間も継続との回答をいただいています。

「民間企業との連携事業」(2-2-1-2)につきましても指標の見直しを行います。

3ページを御覧ください。

「多様な学びのメニューを提供します」に関連する事業になりますが、「オリンピック・パラリンピック関連事業」につきましても、先ほどと同様に、事業終了のため廃止となります。

「シティ・セールスイベント事業」(3-2-2-1)につきましても、今後の事業の方向性を生涯学習の学びの支援という一分野に位置づけることは、総合計画の位置づけとの整合性が図られないということで廃止となります。

「コミュニティ事業 彩夏祭」(3-2-2-3)、「コミュニティ推進事業 鳴子踊り参加推進」(3-2-2-4)につきましても、後期期間はこれらを統合し、「コミュニティ推進事業」として継続するという回答をいただいています。

「PTA等支援事業」(3-3-2-4)につきましても、小柱の「ライフステージに応じた学び」と内容が異なるため廃止となります。

4ページを御覧ください。

地域介護予防活動支援事業(3-3-3-3)、生活支援体制整備事業(3-3-3-4)は、長寿はつらつ課から新規事業としてあげられました。これらの新

規2事業につきましては、これまでも地域活動団体に介護予防や健康づくりに資する講義やアドバイス等を行うことで活動継続の支援を行ってきましたが、生涯学習の観点も必要と考え、新規事業として後期期間推進していきたいということです。

「農業祭事業」(3-3-6-4)につきましては、主な目的が農業者と消費者の交流であり、「キャリアアップやスキルアップの支援」という目的からは少し離れた事業であることから廃止との回答をいただいています。

大柱4「市民の学び“主体性”を支えます」、大柱5「市民とともに学びを“協働”で推進します」においては廃止の事業はありません。

続きまして、「資料2-1」を御覧ください。この資料は、見直し前と後の変化を見やすくした表です。

課長級会議で、再掲事業に関して主たる事業がどこにあるのかがすぐに分かるほうが良いという意見がありましたので、「主たる事業」という項目を設けました。

また、右下に見直し前後の概要を書かせていただきましたので、参考に御覧いただければと思います。

続きまして、「資料の2-2」は、前期と後期でどのような変化があったのか、事業全体で御覧いただけるよう作成しました。

前期期間は136事業で進めてまいりましたが、後期期間は120事業で進めてまいります。

以上で資料の説明を終わります。

<質疑応答>

(金子議長)

ただいまの説明について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(齋藤委員)

「地域介護予防活動支援事業」(3-3-3-3)と「生活支援体制整備事業」(3-3-3-4)を生涯学習の観点から、新規の事業として組み込んでもらったのはとても大事だと思います。

また、「人権教育事業」(3-1-1-5、6)について、人権教育を学校教育の場から社会教育へと連動的にやっていただくのは重要であると思います。

(事務局 重田係長)

各課真剣に取り組んでいただき、全体でしっかり取り組むことができたと感じております。長寿はつらつ課から新規案が出たことはとても良かったです。

(野本委員)

チャート図にある「廃止」という文言は、生涯学習部として関わりをやめるといふような、「朝霞市としてやらない」という印象を受けてしまいます。これにつ

いて用語・表現の変更などは考えておりますでしょうか。

(堀内主査)

事務局で検討させていただきます。

(渡部委員)

「農業祭事業」(3-3-6-4)の廃止の理由を見ると、やや違和感を感じます。今学校教育で食育の推進をされていて、生涯にわたっても食について考える必要があります。例えば、農業者と消費者の交流や農業に対する理解を深めるというのはまさに生涯学習そのものだと思います。

(事務局 重田係長)

担当課では、「農業振興支援事業」(3-3-6-3)で子どもの芋ほり体験をされていて、そこで生涯学習として進めていきたいということで、「農業祭事業」(3-3-6-4)がキャリアアップやスキルアップにつながるとは考えられないため廃止、という回答をいただきました。

(渡部委員)

生涯学習と関連する事業でないと言い切ってしまうのはどうかなと思います。

(事務局 渡邊生涯学習・スポーツ課長補佐)

例えば、農業支援事業と農業祭をタイアップさせて進められるか等、再度調整させていただきたいと思います。

(渡邊委員)

オリンピックは確かに終幕しましたが、オリンピックを開催したことによる社会的影響力やレガシーは残っているのではないのでしょうか。

(事務局 渡邊生涯学習・スポーツ課長補佐)

オリンピックのレガシーとして、オリンピックという言葉はなくなってしまうのですが、共生社会の理解ということでの人権教育や、スポーツ振興という形で引き継いで盛り込んでいきたいと思います。

(小島委員)

「PTA等支援事業」(3-3-2-4)がなぜ廃止されたのか気になります。

(事務局 重田係長)

現在の事業としては、補助金の交付などを行っているところであり、それ自体では「ライフステージに応じた学び」には該当しないのではないかと判断し、廃止とさせていただきますが、補助金の交付やその他のものが廃止されたわけはありません。

(小島委員)

廃止理由としてあげられている「地域の大人との交流や社会体験などの機会の充実」というのは、PTAの活動と重なっている気がするのですが。

(事務局 重田係長)

もちろんPTAのそのような活動は、とても大切なものであると考えておりますが、先に申し上げた理由により廃止とさせていただきます。

(藤田委員)

「廃止」という文言について、「統合」のような表現を使用した方がよいのではないのでしょうか。

(金子議長)

「統合」や「廃止・統合」など、事務局で検討いただければと思います。

(事務局 重田係長)

今回は簡単なふるいにかけるつもりで4つの項目を設定させていただきましたので、粗いふるいだったかもしれません。今日の御意見を踏まえて担当課と調整を進めた結果をお示しさせていただき、それでよろしければ、12月には担当課に、次年度以降の事業の内容や方針を書きいただく予定です。

(事務局 渡邊生涯学習・スポーツ課長補佐)

今回委員の皆様から出された課題は、担当課等と協議して、しっかりしたものをお示しいたします。

(2) その他

(金子議長)

議事の(2)その他について事務局より説明をお願いします。

(事務局 佐久間専門員)

「資料5 総合体育館の使用料等の改定案」を御覧ください。

総合体育館は、平成30年から令和2年まで3年度にわたり、照明設備のLED化、冷暖房設備の設置、トイレの改修、メインアリーナ、サブアリーナのフローリングの改修、エレベーターの設置など利便性の向上に向けた大規模改修を行ってきました。

そこで、本市の使用料・手数料の見直し方針に基づき、算定を行い改定をさせていただきます。

主な概要につきましては、(1)使用料の改定は、メインアリーナ、サブアリーナ、会議室、トレーニング室等の個人使用料と、照明施設使用料の改定が主なものです。

次のページの（２）使用区分の変更は、現在１日３区分を４区分にして有効活用するという事です。

また（３）附属設備使用料の変更として、利用者から要望が多いビデオプロジェクターやアンプセットを附属設備使用料として追加します。また机や椅子は現在５０円を無料とします。

それでは１ページの使用料の改定について御説明いたします。

１．アリーナの専用使用料は現行の１．５倍を超えたため、基本方針を適用し、改定率を１．５倍とし、午前・午後各３時間でメインアリーナが６,３００円、サブアリーナは３,０００円の予定です。夜間枠については、現行は専用使用料と照明使用料を含んだ合計金額で設定していますが、改定後は専用使用料と分けて照明使用料を別途徴収するよう変更させていただきたいと思ひます。

これにより、メインアリーナ全面が７,４００円、サブアリーナ全面が３,５００円を予定しています。

２．照明施設使用料につきましては、LED化により、３時間区分では現行の５００円から７００円、夜間区分は８００円を予定しています。こちらは午前・午後については現行の１．４倍、夜間は０．８倍です。現行は夜間が高めに設定されていますが、１時間あたりの単価を午前午後夜間とも同額に設定した結果になります。

３．個人使用料（トレーニング室、ランニング、個人開放や個人利用）は、現行の１．５倍を超えるため基本方針に基づき１．５倍とし、高校生１００円を１５０円、中学生以下５０円を７０円、市外２００円を３００円に設定させていただきたいと思ひます。

４．照明施設使用料はメインアリーナとサブアリーナを利用した際、照明を点けるかどうかは利用者の選択ですが、夜間区分が３．５時間なので現行の１時間当たりの単位を３０分当たりに変更します。

全面二分の一灯でメインアリーナは１時間当たり１,５００円が５００円の０．３３倍に、サブアリーナは５００円から２００円の０．４倍に変更を予定しています。

次のページを御覧ください。

使用区分の変更につきましては、現在３区分で、１２時から１時と５時から６時が予備時間となっているのをやめ、午前は９時から正午まで、午後を正午から３時と３時から６時まで、夜間を６時から９時半までの４区分とし、現行の１０．５時間から１２．５時間に変更を予定しています。

附属設備の使用料につきましては、先ほど御説明させていただいたとおりです。資料の裏面、使用料の比較を御覧ください。

メインアリーナは３時間当たり現行４,２００円が６,３００円の１．５倍で設定しています。サブアリーナは現行２,０００円が３,０００円の１．５倍となります。夜間区分は照明使用料を含んでいますが、対比表では現行の金額から照明使用料を除いたものを示してあります。これにより夜間区分のアリーナは現行の１．４５倍、サブアリーナは現行と同じになります。

３ページを御覧ください。

照明施設使用料ですが、夜間区分が3.5時間になることから、30分換算に変更すると、メインアリーナ二分の一灯利用で750円が250円の0.33倍になります。サブアリーナの二分の一灯利用で250円が100円の0.4倍になります。

4ページを御覧ください。

専用使用料と照明施設使用料の両方使った場合の比較表になります。メインアリーナの半灯利用で、現行の8,700円が7,800円の0.9倍になります。

また、メインアリーナは照明料を含めて9,600円が9,150円となり、0.95倍になります。

サブアリーナは、午前・午後の各3時間で現行3,500円が3,600円の1.03倍、夜間は現行の5,000円が4,200円となり、0.84倍になります。

以上になりますが、皆様の御意見、御質問をお願いいたします。

<質疑応答>

(金子議長)

ただいまの説明について御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

(蕪木委員)

照明施設使用料に関して、エアコン代は使う前提で料金に合算されているのでしょうか。

(事務局 佐久間専門員)

冷暖房込みの値段になっているため、利用料は変わりません。

(野本委員)

資料5の最後のページに記載されている表を見ると全体的に安くなっていますが、他の表を見ると高くなっているような印象を受けるため、よく分からなくなっています。

(事務局 佐久間専門員)

表は、照明を使った場合と使わなかった場合を比較して記載されています。全体的には、現行よりも低い料金になりますが、個人利用料金は増加する傾向です。

(野本委員)

この会議室もそうですが、昼でも電気点ける利用者の方が多いように感じますが、安く使えるようになったという認識で良いのですか。

(神頭生涯学習部長)

全体像を平易に申し上げますと、体育館の使用料は高いですが、電気を点けると安くなる傾向です。

メインアリーナについては、照明を点けなければ運動が出来ないため、照明料を含めた使用料は現行より減額となりますが、サブアリーナに関しては、天井に明かり取りがあるため、照明をつけない方にとっては値上げということになります。

増加の主な要因は、個人使用料金の100円が150円になったことと、今まで空いていた1時間を有効利用する影響によるものです。

(齋藤委員)

市民にとっては「安くなっている」という説明をしていることが大事ではないでしょうか。

(金子議長)

施設利用費は安いと思います。電気を点ける点けないに関しては利用者次第だと思いますが、利用に関しては非常に細かいので、市民の方にはしっかりと説明をする必要があると思います。

(金子議長)

本日の議題は以上です。それでは、事務局から今後の予定など教えてください。

(事務局 渡邊生涯学習・スポーツ課長補佐)

今年度の社会教育委員会議は、3回目の開催を2月頃予定しております。事前に御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

1月の下旬から2月の初旬に、社会教育委員さんの研修会として南部教育事務所が開催している会議がありますが、開催通知がありましたら委員の皆様にお知らせいたしますのでよろしくお願いします。

本日御審議いただきました第3次朝霞市生涯学習計画（後期計画）の施策の体系及び計画の推進の件につきましては、いただいた御意見等を踏まえ、事務局が各課と調整、修正をおこなった上で後期期間の計画の概要を次回会議でお示したいと考えております。

これをもちまして、令和3年度第2回社会教育委員会議を終了いたします。ありがとうございました。

○閉 会